

鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 この要綱においてロゴマークは、別図のとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、その使用の目的及び内容が鳴門市市制施行70周年記念事業の取組の趣旨に即したものであれば、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号の暴力団員をいう。）の利益になるおそれがある場合
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (6) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

(使用承認申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合

(3) 鳴門市市制施行70周年記念冠事業取扱要綱（平成28年12月28日施行）
において、鳴門市市制施行70周年記念冠事業の承認を得ている場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合
(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、
使用を承認する場合は、鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様
式第2号）をもって通知するものとする。

2 市長は、前項の使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、使用を承認しない場合は、鳴門市市制
施行70周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）をもって通知するも
のとする。

(使用承認期間)

第6条 前条第1項の使用を承認する期間は、使用を承認した日から平成30年3月
31日までとする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条第1項の承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次に掲
げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。

(2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が必要と認めた場合は
この限りでない。

(4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）
は、完成後、速やかにその提出を行うこと。ただし、使用物件の提出が困難であ
る場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(6) ロゴマークを使用するにあたり、商標法（昭和34年法律第127号）及び意

匠法（昭和34年法律第125号）の規定に基づく新たな権利の設定をしないこと。

（変更申請等）

第9条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、直ちに鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、使用変更を承認する場合は、鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書（様式第5号）をもって通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、使用変更を承認しない場合は、鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更不承認通知書（様式第6号）をもって通知するものとする。

（承認の取消し等）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該承認（前条第2項の規定に基づく変更の承認があったときは、変更後のもの。以下同じ。）を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 申請に虚偽があると認められたとき。

(3) その他市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第7号）をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、その使用者に対して、使用物件の回収の措置を求めることができる。

（責任の制限）

第11条 市は、前条の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負

わない。

- 2 ロゴマークの使用によって、使用者又は第三者に損害又は損失が生じたときは、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(報告)

- 第 1 2 条** 使用者のうち、営利目的で有料販売する商品にロゴマークを使用した者は、使用承認期間終了後 10 日以内に鳴門市市制施行 70 周年記念ロゴマーク販売実績報告書(様式第 8 号)を市長へ提出しなければならない。

(その他)

- 第 1 3 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 28 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認したロゴマークに係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

(様式省略)

別図（第2条関係）

1 ロゴマーク（タイトルあり）



鳴門市市制施行70周年

2 ロゴマーク（タイトルなし）



仕様

- ① ロゴマークのデザイン及び色は、上図のとおりとする。ただし、ロゴマークのモノクロ表示・印刷は可とする。
- ② 図の縦横比は変更してはならない。ただし、原図の縦横比のまま拡大・縮小は可とする。
- ③ ロゴマーク（タイトルなし）を使用するときは、使用物件に「鳴門市市制施行70周年」（「鳴門市市制施行70周年記念事業」を含む。）を表示すること。